

<滋賀の地域円卓会議の開催について>

1 趣旨

滋賀の地域円卓会議（以下「会議」という。）は、マルチステークホルダー（多様な主体）が地域における課題を掘り下げ、その克服方法を検討する場、および各委員の創造的で豊富な経験に基づく意見交換を通じた滋賀県内での新たなイノベーションの可能性を生む場を提供することを目的に開催する。

2 構成員

- (1) 会議は有識者により構成し、滋賀県総合政策部県民活動生活課が主催する。
- (2) 会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 会議は、必要に応じ、会議の委員と特定事項について識見を有する者からなる分科会を開催することができる。

3 検討事項

- (1) 県内各地域で実践できる滋賀らしい円卓会議モデルのデザイン
- (2) 地域に必要なキーパーソンをつなげていくための場づくり
- (3) その他、目的の達成に必要な事項

4 会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開する。
- (2) 会議の議事録については、原則として公開する。
- (3) 座長が特に必要と認めるときは、会議および議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

5 庶務

会議の庶務は、滋賀県総合政策部県民活動生活課において処理する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年2月12日より施行する。